

# MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2022 年 11 月号 (第 201 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー	
■ 特集	
◆ 地政学リスクに企業はどのように備えるべきなのか	
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部	1
■ 経済	
◆ 政府支援を追い風に躍進する新エネルギー車	
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部	5
■ 人民元レポート	
◆ 新政権への懸念が下落圧力となる	
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ	8
■ 連載	
◆ 華南ビジネス最前線 特別編	
日系企業の香港拠点活用状況について ~香港活用アンケート 2022~	
三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室	12
■ スペシャリストの目	
◆ 税務会計：対外貿易の発展を促進する輸出企業の利便性向上のための新政策	
KPMG 中国	18
◆ 法務：中国の「コンプライアンス不起訴制度」及び企業コンプライアンス体系の確立に際しての注意点	
北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)	22
◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き	
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部	27
■ 主要経済指標	
三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部	31
■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク	

## エグゼクティブ・サマリー

### 特集 地政学リスクに企業はどのように備えるべきなのか

米中対立のような地政学リスクは、深刻さを認識しながらも、具体的な対策を講じている日本企業は少ない。例えば、ロシアによるウクライナ侵攻に欧州企業がとった対応等は、事例から学べる対策と考えられる。また、事業継続計画をあらかじめ作成して訓練を行う等、リスクに対応することが求められる。企業戦略において、正しい地政学リスクの把握と分析は極めて重要である。

### 経済 政府支援を追い風に躍進する新エネルギー車

中国の新エネルギー車 (NEV) の生産動向を見ると、2022 年 4 月を除き、2021 年以降、前年比 100% 超の増加が続く。NEV 生産・販売の好調は、政府の普及支援策に支えられている。政府は 2014 年以降、NEV の自動車購入税を免除してきた。また、購入補助金も支給している。今後も中国の NEV 市場は順調な成長が見込まれ、政府支援を追い風にさらなる発展が期待される。

### 人民元レポート 新政権への懸念が下落圧力となる

国慶節休暇明けの中国人民元の対ドル相場は 7.10 台で取引開始。人民元安地合いが継続し、一時 7.24 台まで下落。共産党大会で習近平総書記の続投が決定したが、海外投資家が政権による経済統制強化への懸念を強めたことで、25 日に 7.3099 まで下落。その後、26 日に 7.16 台まで反発し、本稿執筆時点では 7.26 台で推移する。対円相場は、本稿執筆時点では 20.3 台で推移する。

### 連載 「華南ビジネス最前線」

#### 特別編 日系企業の香港拠点活用状況について ～香港活用アンケート 2022～

2019 年の逃亡犯条例改正案の反対デモ以降、香港ではビジネス環境への逆風が強まっている。2020 年施行の「香港国家安全維持法」、米中摩擦やネガティブ報道等、香港の評判やブランド力への悪材料に事欠かない。そこで香港経済の実情を把握するため、弊行香港支店の取引先である在香港日系企業を対象にアンケートを実施 (2022 年 4～8 月) した。本稿ではその結果を報告する。

### スペシャリストの目 税務会計

#### 対外貿易の発展を促進する輸出企業の利便性向上のための新政策

中国国家税務総局は、輸出企業の長期的な発展をサポートする目的から、「対外貿易の安定した発展を促進するための輸出税金還付手続きのさらなる利便化に関する公告」(国家税務総局公告 2022 年第 9 号)、及び同公告に対応する政策解説を公布した。この新政策は、2022 年 5 月から施行され、輸出企業の税務コンプライアンス及び税金還付 (免除) 管理に好影響を与えている。

### スペシャリストの目 法務

#### 中国の「コンプライアンス不起訴制度」及び企業コンプライアンス体系の確立に際しての注意点

最近の中国の司法実務において話題となっているのは、最高人民検察院が 2020 年から試行している「コンプライアンス不起訴制度」である。本稿では、現段階における関連規定と実務に基づいて、コンプライアンス不起訴制度の基本的な要件、同制度の適用が認められた事例の特徴などについて論じ、日系企業がコンプライアンス体系を確立する際の注意点等を提言していく。

### スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、9 月中旬から 10 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



## 地政学リスクに企業はどのように備えるべきなのか

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング  
グローバルコンサルティング部  
マネージャー 大原潤

### 1. 地政学リスクの概観～底流に流れる米中対立の構造～

#### (1) ロシアのウクライナ侵攻をきっかけに相次いで顕在化している様々な地政学リスク

2022 年 2 月 24 日、ロシア軍がウクライナへ侵攻を開始した。ロシアがウクライナへ“特別な軍事作戦”を実施したことに対して、翌日、中国外務省は「安全保障に関するロシアの正当な懸念を理解している」と語り、ロシアへ直接的な批判をせず、「侵攻」という表現も使わなかった。建前としては、米国や西欧諸国で構成される北大西洋条約機構 (NATO) の東方拡大に反対するロシアの懸念を理解するという立場であり、これは、習近平国家主席が、2022 年 2 月上旬に北京で行われたロシアのプーチン大統領との会談で明確にしたとされる。

しかし、実際は、台湾問題を抱える中国がロシアの理解と有事の際の背後の安全を確保するため、ロシアとの友好関係を維持したいという思惑があると指摘する識者もいる。事実、米国は中国の覇権主義的姿勢に神経をとがらせている。2021 年 3 月 9 日の米国上院軍事委員会の公聴会で、インド太平洋軍のデビットソン司令官 (当時) は「2050 年までに国際秩序における指導的役割を米国から奪い取る、という中国の野心の前段階として、台湾への (侵攻の) 脅威は今後 6 年以内に顕在化する」と証言した。

この証言と、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻も相まって、日本経済新聞社の世論調査では「台湾有事に備えるべき」という回答が 9 割に上っている。

#### (2) 底流に流れる米中対立とその現状

ただ、ロシアがウクライナへ軍事侵攻するまでは中国はロシア寄りの姿勢を鮮明にしていたが、戦況が長引くにつれ、ロシアの国際社会での孤立化が深まっていき、中国はロシアおよびプーチン政権との協力を改めて見直す必要性に迫られているとも言われている。

また、米国のバイデン政権も、安全保障の問題とは別に、外交ルートを通じて環境問題や経済面では慎重に米中間の間に詰める動きが見られる。両国は高官協議や首脳協議を重ねつつ、2021 年の COP26 では環境をめぐる米中共同宣言を発出、直近でも 2022 年 8 月に米中首脳のオンライン会談を開いた。2022 年 11 月に開かれる G20 サミットに合わせて、初の対面会談も実現する見込みである。

総じて、現在、地政学リスクとして顕在化しているのは、経済面においてナンバーワンを競い合い、日々対立を続けている米中関係であり、特に米国は人権・ハイテク・台湾問題に焦点を当て、中国をけん制する姿勢を崩していない。2021 年 2 月、米バイデン大統領が「中国は最も重大な競争相手」と外交演説で述べた。さらに、経済安全保障の名の下に、米中経済の切り離し (デカップリング) のフェーズへ移行している。米国は、中国に対する取引を規制するだけでなく、先端技術の移転・漏洩を阻む動きを加速させ、日本などの米同盟国も巻き込み、サプライチェーンや貿易面でのデカップリングも進めている。

## 2. 地政学リスクが引き起こす企業への影響

米中対立のような地政学リスクは、その深刻さは認識しながらも、現実のものとして捉えている企業はまだまだ少ないのではないだろうか。これらの事象を具体的に企業戦略と結びつけるにはいくつかの経路が考えられるが、経営における論点と組み合わせることで手触り感のあるものになると言える。

### (1) 事業継続に係るリスク

事業継続に係るリスクと併せて考えることが、まずは検討の端緒となるだろう。国家間紛争やクーデター、テロや抗議デモなど、有事勃発時に現地に滞在する駐在員（その帯同家族を含む）や出張者の仕事や私生活に影響を及ぼす可能性のあるリスクである。

これには、事業を継続するにあたり、人的、物理的に甚大な被害を伴う災害等が発生した場合に、企業の機能を維持し、顧客の経済活動を維持すべく、「事業継続計画『BCP (Business Continuity Plan)』」を策定することで対応できる。この計画に沿って、速やかな事業の再開、あるいは事業の継続を行えるよう努めるもので、もちろん、根幹にある顧客や企業の役職員の生命の安全確保も計画の対象となる。

### (2) サプライチェーンに係るリスク

昨今の地政学リスクと企業を考えるうえで、グローバル化したサプライチェーンへの影響は、米中経済のデカップリングとそれに伴うブロック経済圏の形成のほうがむしろ深刻かつ複雑である。米中のような特定国間の対立を発端とする輸出入制限や関税引き上げなど、進出先での経営状況を含め、会社全体の利益に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクである。

かつて、サプライチェーンがグローバル化する中で、資源を中心とした企業による経済安全保障・サプライチェーン管理に焦点が当たっていた。レアアース、オイル&ガスなどの資源、防衛技術については、安全保障上の重要物資として各国政府が動向を注視し、企業もまた自国政府と連携しながら事業運営を続けてきた。その領域が、通信や半導体などハイテク産業を端緒に広がりつつあるのだ。例えば、半導体は「産業のコメ」といわれるほど、現代の工業製品にとって不可欠な材料になっている。このような状況では、何が重要産業技術であるかを正しく認識し、そのサプライチェーンの開放度が低減する可能性を、企業は自社戦略に反映させることを迫られる。

具体的には、米国は半導体製造装置等ハイテク部品の輸出管理を強化しており、これは、トランプ政権からバイデン政権に継承された対中圧力を強化する政策手段である。すなわち、商務省のエンティティリストや国防総省の投資禁止対象リストに基づき、当該リストに中国企業を追加することにより、その中国企業との取引や投資を禁じるものである。また、取引禁止は米国企業にとどまらず、米国の技術や部品を使った日本企業など外国企業も対象になる。一方で、中国も対抗措置を講じている。2021年12月、中国はレアアースの国有資源大手など3社のレアアース関連企業を統合した。ハイテク製品に不可欠な中・重希土類の中国内での生産枠シェアで7割弱を握ることとなり、米中デカップリングが進む中、供給網の強化を講じたとされている。うがった見方をすると、中国政府が重点企業として直接監督する約100社の「中央企業」の一角とすることで、供給先に政府の意向を色濃く反映させやすくなったと言える。有事の際には、中国企業に優先供給することも想定できると考える日系企業も少なくない。

【図1 中国の地政学リスク関連で影響を受けるサプライチェーンと対応の方向性】

	地政学リスクの影響シナリオ	企業に求められる対応例	
開発	製品の競争力低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国政策等を背景に汎用製品を作る中国ローカル企業の技術力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>汎用品事業の開発リソースを現地資本に売却し、キャッシュに変える</li> </ul>
	先端技術の競争劣後	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国ローカル企業が、中国政策等を背景に急速な先端技術の技術力向上を実現</li> <li>国策的な産業保護・知財管理等により外資系企業に平等な競争環境が与えられない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三国における開発パートナーの探索や知財の保護</li> <li>情報プラットフォームによる能動的な情報の管理・グローバル化</li> </ul>
調達	中国依存の素材の調達難	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画強化などによる素材供給の差し止めや、サプライチェーン崩壊等により、重要部材の調達が難化</li> <li>第三国への原料輸出等に制限、高額な関税等の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達困難、あるいは調達コスト上昇による代替地の選定</li> <li>需要家同士の協働により、レアアース代替材料の共同開発</li> </ul>
製造	中国国内工場の操業停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー・労働力資源不足、国交関係悪化による名指し規制などにより、在中生産拠点の操業ができなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似製品を製造できるミラー工場の設定</li> <li>生産委託先の複層化</li> </ul>
販売	特定中国企業への販売停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>対中制裁の一環として米国保有特許を利用した技術を活用した製品の中国ローカル企業への販売が困難になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制裁が発動すると諦めざるを得ない商圏が発生するため、代替販売先の模索</li> </ul>

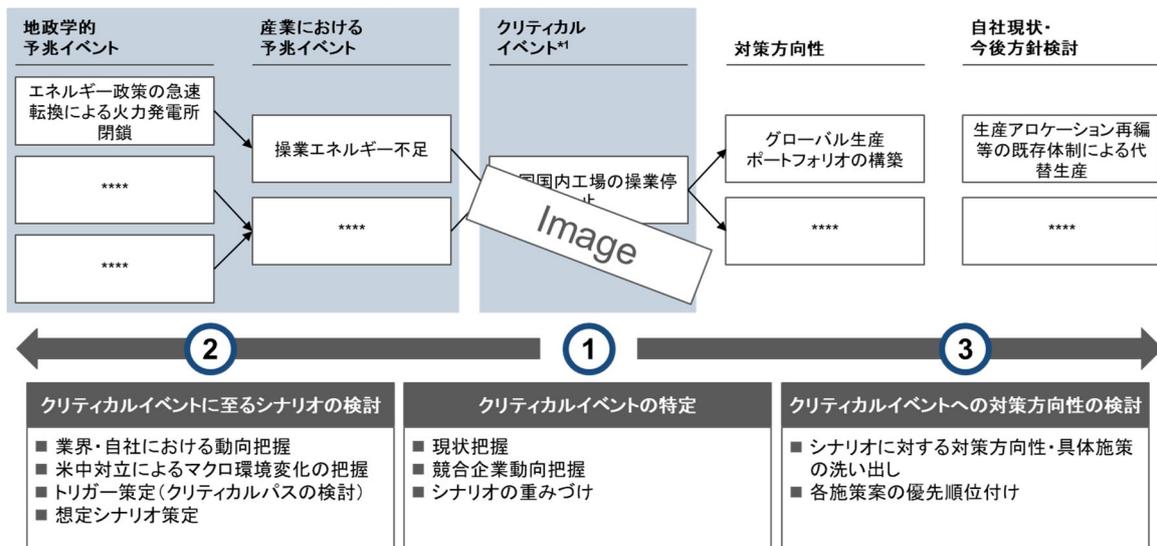
(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

### 3. グローバル企業がとるべき対策としてのシナリオプランニング

#### (1) 地政学イベントと企業のサプライチェーンをつなぐシナリオプランニング

では、企業の利益に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握するために、何から着手すべきか。それは、不確実性の高い外部環境をマクロトレンドで捉え、事業影響につなげる、シナリオプランニングである。具体的には、企業にとって致命的な影響を及ぼす「クリティカルイベント」を特定し、クリティカルイベントから遡って地政学的予兆イベントに辿り着くシナリオを描く手法である。クリティカルイベントと地政学的予兆イベントの間にはいくつかの予兆イベントが挟まることもあるだろう。このように、個別のイベントを並べ替えて、企業にとっての影響シナリオにすることで、「何を見ておくべきか」「何をコントロールすべきか」が見えてくる可能性がある。さらに、シナリオによる自社への影響度を勘案し、クリティカルイベントを起点に対策案を検討、実装を進めることも可能となる。

【図2 シナリオプランニングの流れ】



\*1. 自社に対して海外事業を継続困難にするリスク事象のこと

(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

## (2) シナリオプランニングの実例

中国において、製造と販売のかなりの部分を運営する電子部品メーカーの事例を挙げる。このメーカーは、中国を中心としたサプライチェーンのリスクとして、エネルギー・労働力資源不足、国交関係悪化による名指し規制などにより、在中生産拠点の操業ができなくなることを懸念していた。競合企業へのヒアリングも含めたシナリオプランニングの結果、米国由来の知的財産を使用した製造装置・ソフトウェアの中国国内使用規制によって、致命的な影響をもたらすことが洗い出された。同じ使用規制は、中国企業に対する販売についても影響を与えることが判明したため、該当シナリオに対するモニタリングや対策立案などの手立てを重点的に講じていくこととなった。

このように、米中対立に伴うデカップリングの進展は、企業経営に2つの影響を与える。1つ目として、企業は、米国と中国両方の経済圏に適合した体制をとらざるを得なくなり、経済合理性を後回しにしても、部資材の調達や在庫確保などを円滑にするため、サプライチェーンを複線化する必要がある。事業コストは増加するが、自社のグローバル事業を守るための必要経費として捉えるべきであろう。

2つ目は、米国が取引禁止の対象とした企業との取引は継続できないが、逆に言えば、禁止されていない中国企業との取引を継続・拡大していくことは可能であり、事業の成長には不可欠でもある。このような戦略は、案外、忘れられがちではあるが、実際、中国に展開する某米国企業は、冷静に自国の制裁を見極めて中国事業を積極拡大させており、その流れに追随しようとしている日本企業も存在する。

## 4. まとめ

複雑な世界情勢を読み解き、持続的な成長を実現する企業戦略の立案に向けては、正しい地政学リスクの把握が何より必要になってくる。その意味で、ロシアによるウクライナ侵攻はエネルギー供給をロシアに頼っていたヨーロッパ経済に大きな影響を与えたが、日本の企業にとっては、どうヨーロッパの企業が対処したかについての情報収集が極めて重要と言える。次に来るであろう米中対立の深刻化、さらには台湾有事となれば、地政学的には日本が最も影響を受けるからである。つまり、次は日本の番と考えるべきだろう。もう1つ、立案に向けての重要な視点は、「こんなことが起きるはずはない」などといった根拠のない希望的観測は排除することと、逆に「こうなるに違いない」という思い込みも検証すべきである。最悪のケースを想定することは危機管理上必須だが、戦略に反映させる観点では、確度を組み合わせたうえでのコスト等、デメリットの確認が欠かせない。事業継続計画(BCPプラン)をあらかじめ作成して訓練を行い、組織内の共通の意識を形成するとともに、リスクが深刻化した際にサプライチェーン等の自社の事業に致命的な影響を及ぼす要因を洗い出し、それに対応したシナリオプランニングの実践を推奨する。戦略立案の観点はもちろんのこと、コスト増をステークホルダーに正しく説明するためにも、グローバルに展開する企業に求められる姿勢だと言えるだろう。

※本稿は、2022年10月11日時点の情報をもとに作成されています。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : jun-ohara@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



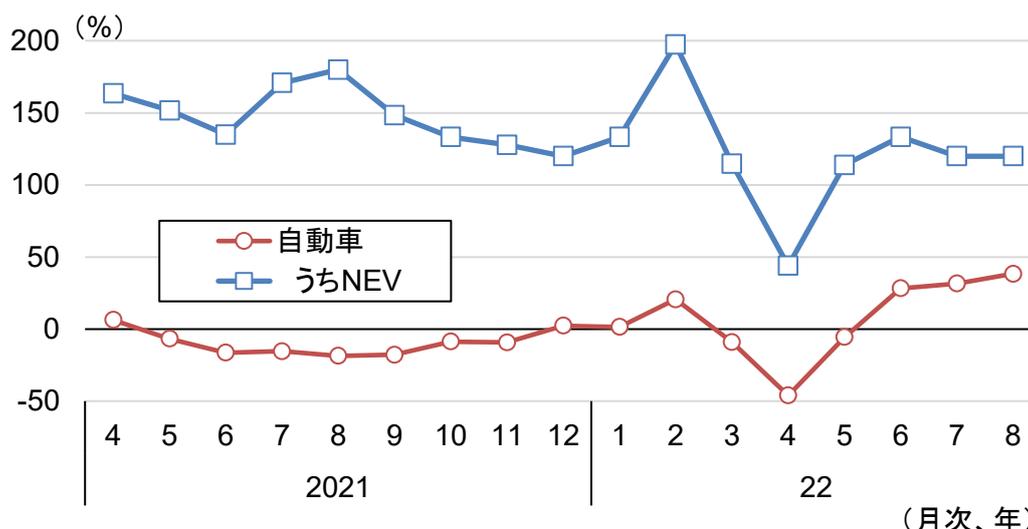
政府支援を追い風に躍進する新エネルギー車

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング  
調査部  
研究員 丸山健太

1. 新エネルギー車の生産は順調に増加

中国ではコロナ禍の中、上海ロックダウンや半導体などの部品不足による供給制約のため、自動車生産が低迷している。2022 年 6 月以降、挽回生産や政府の消費喚起策もあり、前年比 2 割を超える増加が続いているものの、1~8 月累計の前年比は 4.8% 増にとどまっている。中国では自動車のうち、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHEV)、燃料電池車 (FCV) を総称して新エネルギー車 (以下、NEV) というが、この NEV の生産動向を見てみると、上海ロックダウンの影響が大きかった 2022 年 4 月を除き、2021 年以降、前年比 100% 超の増加が続く (図表 1)。

図表 1. 自動車生産の推移 (前年比)



(出所) 中国自動車工業協会より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

2. NEV の普及を目指す政府

NEV 生産・販売の好調は、政府の普及支援策に支えられている。政府は 2014 年以降、NEV の自動車購入税を免除してきた。当初、免税は 2022 年末終了予定だったが、中国経済が足元で減速する中、消費喚起策の一環として、2023 年末まで延長された。また、2022 年末までを期限とする政府による購入補助金も、NEV の生産・販売を下支えしている。

さらに、政府は、2022 年 4 月に公表した消費喚起策 (「消費の潜在力を一段と開放し、消費の持続的な回復を促進するための意見」) で、NEV の発展を支持する姿勢を改めて明確にした。これを受け、5 月以降、広東省や北京市、上海市など多くの主要な地方政府が独自で購入補助金を支給するようになった。

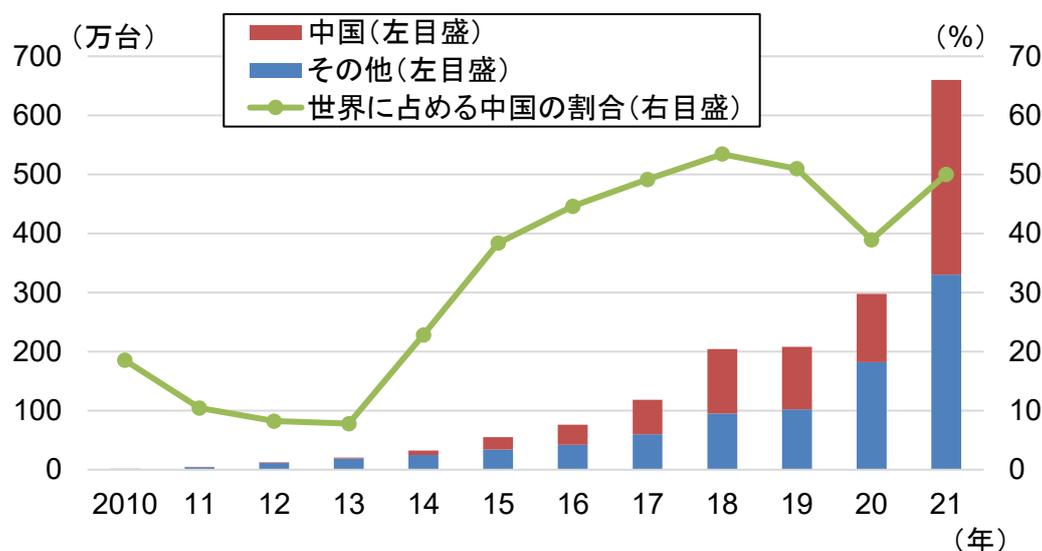
こうした NEV 普及策には、個人消費を下支えする狙いがある。もっとも、より大きな流れで見ると、2つの大きな政策目標がある。

第1は、脱炭素社会の実現である。習近平国家主席は2020年9月の国連総会一般討論演説で、2030年までのカーボンピークアウト、2060年までのカーボンニュートラルの実現を宣言した<sup>1</sup>。これを受け、2021年10月、中国共産党と政府は脱炭素目標達成に向けた総合計画を公表、政府はその実現のために、2030年までに取り組む10項目の行動計画を打ち出した。その1つである「交通運輸のグリーン低炭素化に向けた行動」で、NEVの普及や充電設備の整備などを掲げている。また、2020年10月に政府が公表した「新エネルギー車産業発展計画(2021-2035年)」でも、冒頭で「NEVの発展は、(中略)気候変動に対応し、グリーン発展を推進するという戦略措置である」と、NEV普及を脱炭素社会実現のための手段として明確に位置付けた。

第2は、新興産業の育成である。NEVは政府により2010年に戦略的新興産業に指定された。その後、習政権が重視する「中国製造2025」でも引き続き重点産業の1つに位置付けられた。

国際エネルギー機関(IEA)によると、2010年の世界全体のEV販売台数は7780台、自動車全体に占める割合はわずか0.01%と市場はまだ黎明期にあったが、当初から、中国はNEVの領域で世界的な主導権を握ることを視野に入れていたといえる。2021年には、世界販売台数に占める中国の割合が約5割に至った。中国市場ではテスラなど外資メーカーの存在感が依然大きいものの、2021年にはBYD(比亞迪自動車)がシェアトップとなるなど国産メーカーの台頭が著しく、NEVの国際競争において、中国はますますのスタートを切ったといえよう(図表2)。

図表2. 世界EV販売台数と中国が占める割合の推移



(注) PHEVを含む

(出所) IEA “Global EV Data Explorer” より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

### 3. 中国 NEV 市場の今後

今後も政府支援の下、中国のNEV市場は順調な成長が見込まれる。2022年10月16日の共産党大会において3期目を迎えた習政権にとって、国内での政権の求心力や国際社会でのプレゼンスを高めることが重要となる。そのために、脱炭素社会の実現と新興産業の発展の二兎を追うことができるNEV支援策は有効な手段と考えられる。

<sup>1</sup> 「カーボンピークアウト」とは二酸化炭素排出量のピークアウト、「カーボンニュートラル」とは二酸化炭素排出量の実質ゼロを表す。

国家統計局によると、中国の自動車保有台数は2021年末時点で2.9億台であり、人口1000人当たり台数は208台と、米国の同872台、日本の同618台（2019年末、日本自動車工業会HPより）と比べて普及率は低く、今後も市場の成長が期待できる。中国のNEV市場は、政府支援だけでなく、成長する巨大市場も追い風に発展が期待される。

※本稿は、2022年10月17日時点の情報をもとに作成されています。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : k.maruyama@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



新政権への懸念が下落圧力となる

三菱 UFJ 銀行  
グローバルマーケットリサーチ  
アナリスト 横尾明彦

10 月のレビュー

中国人民元（以下、「人民元」）の対ドル相場は、7.10 台で取引開始。月初は国慶節休暇のために休場だったが、休暇明けの 10 日から人民元安地合いが継続。13 日の米消費者物価指数が市場予想を上回る結果となったことから、一時 7.22 台まで下落した。その後、一旦は押し戻すも、米金利の上昇を受けてドル高人民元安がさらに進んだことや、17 日に中国人民銀行が中期貸出ファシリティ（MLF）金利を据え置いたことなどから、再び 7.20 台に下落。20 日には、事実上の政策金利である最優遇貸出金利（LPR）の据え置きも決定されたため、一時 7.24 台まで下値を伸ばした。月半ばに開催された共産党大会では、習近平総書記の続投が決定した。人民元売りが加速し、25 日には 2007 年 12 月以来の安値 7.3099 まで下落したが、26 日には一転して 7.16 台まで反発するなど、荒い値動きが続いた。ロイターの報道によると、25 日夜から国有銀行が大規模なドル売り人民元買いを行っていたとされる。足もとでは人民元安地合いが続いており、本稿執筆時点では 7.26 台で推移する（第 1 図）。

対円相場は 20.3 台で取引開始後は人民元高が進み、一時 20.9 台まで上昇。しかし、22 日に 20.0 台後半まで下落した。その後は、じりじりと円高が進み、本稿執筆時点では 20.3 台で推移する（第 2 図）。

第 1 図：人民元対ドル相場  
(日足、10 月 31 日 11 時まで)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民元対円相場  
(日足、10 月 31 日 11 時まで)

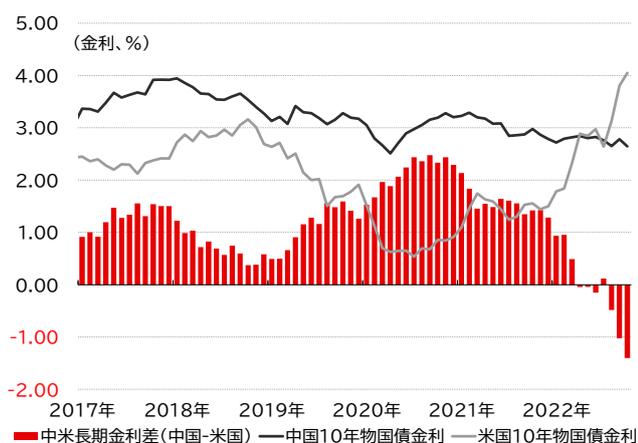


(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

### 中国人民銀行は急速な通貨安への牽制を継続

中米間の金融政策格差を意識した中米長期金利差（中国－米国）のマイナス幅は拡大しており、これを手掛かりに対ドルでの人民元安が続く（第3図）。このため、人民銀は毎営業日前に公表する人民元の対ドル基準値を人民元高方向に設定することで、市場へのメッセージを出し続けている（第4図）。10月11日には「包括的な措置を講じて、断固として為替レートの大幅な変動を抑制する」と表明。中国人民銀行管轄の国家外貨管理局（SAFE）が、金融機関が「違法な」外貨取引に関与していないかを調査するなど、通貨安抑制に向けた動きを強めている模様だ。また、報道によると、複数回にわたって国有銀行が大規模なドル売り人民元買い取引を実施していたとされる。

第3図：中米長期金利差（10月31日まで）



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民銀の対ドル基準値設定（10月31日まで）



(資料) 中国人民銀行、Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

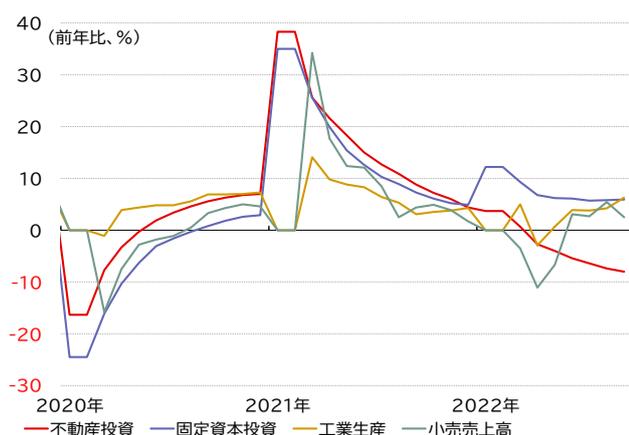
### 一方、金融緩和方針は維持する見通し

一方で、中国人民銀行は9月に続き、10月もLPRなど諸政策金利を据え置いた。人民元安が一層進むことを回避するためだとみられるが、易綱総裁が10月28日に「緩やかな金融政策を維持することによって投資や消費、雇用の下支えを図る」と発言しているように、中国人民銀行は今後も緩やかな金融政策方針を維持する見通しだ。背景には、不動産市況の低迷に伴う景気減速がある。中国政府は金融緩和に加えて、減税や補助金給付など財政措置を駆使してインフラ投資や消費の下支えを図っている。

その一方で、不動産投資のマイナス成長が続くなど不動産市況の低迷には歯止めがかからず、関連業種を含めて中国経済全体に大きな下押し圧力となっている（第5図）。第3四半期の実質GDP成長率は市場予想を上回る前年比+3.9%となったものの、先行きの景気減速感が強まるなか、政府が最重要視する雇用の安定が脅かされる可能性が高まっている。このため、中国人民銀行は景気下支えのために金融緩和を継続する必要性に迫られているものとみられる。

また、雇用の安定のために、一定の景気回復を追求せざるを得ない中国人民銀行にとって、金融緩和の結果、人民元安となること自体については容認するスタンスとみていいだろう。人民元指数は依然高い水準にあるうえに、かねて中国人民銀行が標榜する「合理的で均衡がとれた人民元相場」とは、足もと輸出振興策として機能する緩やかな人民元安を意味すると解釈できる状況だ（第6図）。

第5図：主要経済指標 (2022年9月まで)



(資料) 中国国家统计局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：人民元指数 (10月23日まで)



(資料) CFETS、Refinitivより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

### 新政権への懸念が、人民元を下押し

習近平総書記は共産党大会を経て3期目を務めることとなった。これに際して、マクロ経済運営に定評がある李克強首相は、2023年3月の全国人民代表大会後に引退する予定だ。後任には習氏の側近であり、これまで上海市トップを務めていた李強氏が就任するとみられている(第1表)。足もとでは、ゼロコロナ政策の堅持と不動産市況の低迷によって景気が鈍化しており、新政権は発足直後から困難な経済状況に対応しなければならない。このことが海外投資家のセンチメントを悪化させ、当面は人民元相場の重石となる可能性がある。

第1表：新最高指導部

氏名	新政権での役職	直近の役職
習近平 しゅう・きんぺい	総書記、国家主席など	同左
李強 り・きょう	(予想)首相	上海市党委員会書記(上海市トップ)
趙楽際 ちょう・らくさい	(予想)全人代常務委員長	中央規律検査委員会書記
王滬寧 おう・こねい	(予想)政治協商会議主席	中央書記処書記
蔡奇 さい・き	中央書記処書記	北京市党委員会書記(北京市トップ)
丁薛祥 てい・せつしょう	(予想)副首相	中央弁公庁主任
李希 り・き	中央規律検査委員会書記	広東省党委員会書記(広東省トップ)

(注) 政府機関の役職は2023年3月の全国人民代表大会で正式に承認されるため、(予想)と表記している。

(資料) 各種報道より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

### 来月の見通し：海外市場の動きに注意

一方、11月は、月初にFOMCと米中間選挙が予定されており、海外市場の動向が人民元相場に影響を及ぼす局面が続くそう。足もとでは、先進国中銀がタカ派姿勢を軟化させていることから、FRBの利上げペース鈍化の予想が高まりつつある。しかし、11月FOMCでは依然、75bpの大幅利上げが見込まれている。少なくとも、人民元の対ドル相場が意識する、中米長期金利差が縮小する見通しは立っておらず、一段と人民元安が進むリスクにも注意が必要だろう。

予想レンジ

	22 年 11 月～12 月	23 年 1 月～3 月	4 月～6 月	7 月～9 月
USD/CNY	7.000～7.500	6.900～7.400	6.800～7.300	6.700～7.200
CNY/JPY	19.5～21.5	18.7～20.7	18.5～20.6	18.3～20.5

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2022 年 10 月 31 日)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko\_yokoo@mufg.jp



## 「華南ビジネス最前線」 特別編 日系企業の香港拠点活用状況について ～香港活用アンケート 2022～

三菱 UFJ 銀行  
香港法人営業部  
アドバイザー室

香港では 2019 年逃亡犯条例改正案についての反対デモ以降、ビジネス環境への逆風が強まっている。2020 年香港国家安全維持法（以下、国安法）の施行、米中摩擦などの国際情勢に加え、厳格な新型コロナウイルス（以下、コロナ）隔離政策や、メディアのネガティブ報道など、香港のレピュテーションやブランド力への悪材料に事欠かない状況だ。

こうした状況下、在香港日系企業の経営状況および実情を把握して、お客様が抱えている経営課題に対して有益な情報を提供することを目的に、香港で事業を展開している日系の弊社お客様企業を対象にアンケート調査を実施した。本稿では、その結果を簡単に紹介する。在香港日系企業が直面しているビジネス環境へのより良い理解の一助となれば幸いである。

### 1. アンケート調査の実施手法

本アンケート調査は 2022 年 4 月から 8 月にかけて実施した。質問票への回答を回収することに加え、一部のお客様に対してはヒアリング面談も行った。質問項目は「貴社概要・現状」、「振返り」、「今後の計画」を中心に、60 問以上に及んだ。有効回答数は 122 社、うち製造業が 7 割程度を占めた。業界別では、電気機器・精密業の回答数 41 社が最多であった<sup>1</sup>。回答企業の 72% が傘下子会社を保有しており、香港拠点の子会社は中華圏が圧倒的に多い。中華圏以外のエリアに子会社を持つ企業は 1 割以下にとどまるが、東南アジア諸国連合（ASEAN）を中心に幅広い地域に子会社を保有していることが分かる。

### 2. 回答結果の主な内容

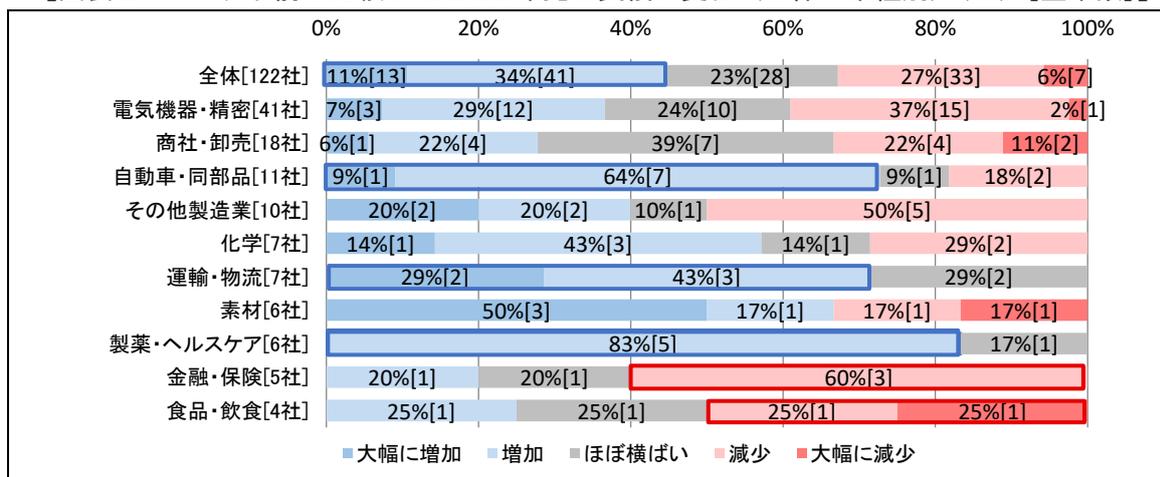
全体を総括するとすれば、以下の通りである。巷間伝えられる香港情勢の悪化にもかかわらず、香港拠点の運営は概ね順調に行われており、今後、香港拠点をさらに活用していくことを検討している日系企業が多い。ビジネスハブとしての香港の優位性もポジティブに評価されていると言える。一方、コロナ隔離政策がもたらす影響は大きな課題として認識されている。

香港日本人商工会議所、ジェトロ香港事務所、在香港日本国総領事館が共同で行っている日系企業への定期的な「香港を取り巻くビジネス環境にかかるアンケート調査」によると、2022 年 7 月実施の第 10 回調査では企業業績動向は若干悪化した。弊社アドバイザー室のアンケート結果と比較すると、前者の定期的な調査の方がやや厳しい傾向が見られた。これは調査手法やカバレッジの違いから生じているものと思われる。

以下では、本アンケートの重点項目を図表とともに説明したい。

<sup>1</sup> 日系企業の香港拠点の主たる機能は販社・商社であるケースが多く、そのため香港政府の統計上では貿易業と分類されるが、本アンケート調査においては、日系企業本社が所属する業界に基づいて分類を行った。

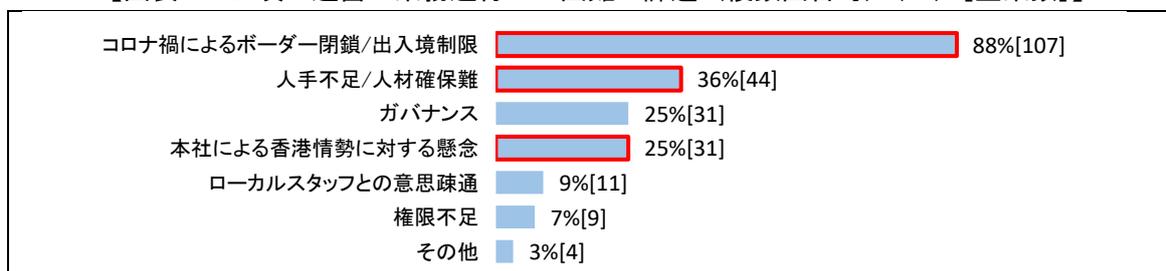
【図表 1 コロナ以前と比較した 2021 年売上実績の変化 (全体・業種別) (%) [企業数]



注：全 122 社の中には、その他の業種 7 社があるが、上記グラフには記載していない。  
 (出所) 弊行 香港法人営業部 アドバイザリー室「香港活用アンケート 2022」調査

売上実績面では、全体で約 4 割の企業がコロナ前と比べて「売上は大幅に増加、または増加した」と答えた。自動車・同部品業、運輸・物流業、製薬・ヘルスケア業においては、「売上が大幅に増加、または増加した」と回答した企業の比率は 7 割以上であった。コロナ禍が需要増に繋がった模様だ。一方、全体の約 3 割は「売上が減少、または大幅に減少した」との回答であったが、とりわけ金融・保険業やその他製造業、食品・飲食業では売上減少企業の割合が高かった。

【図表 2 日頃の運営・業務遂行上の困難・課題 (複数回答可) (%) [企業数]

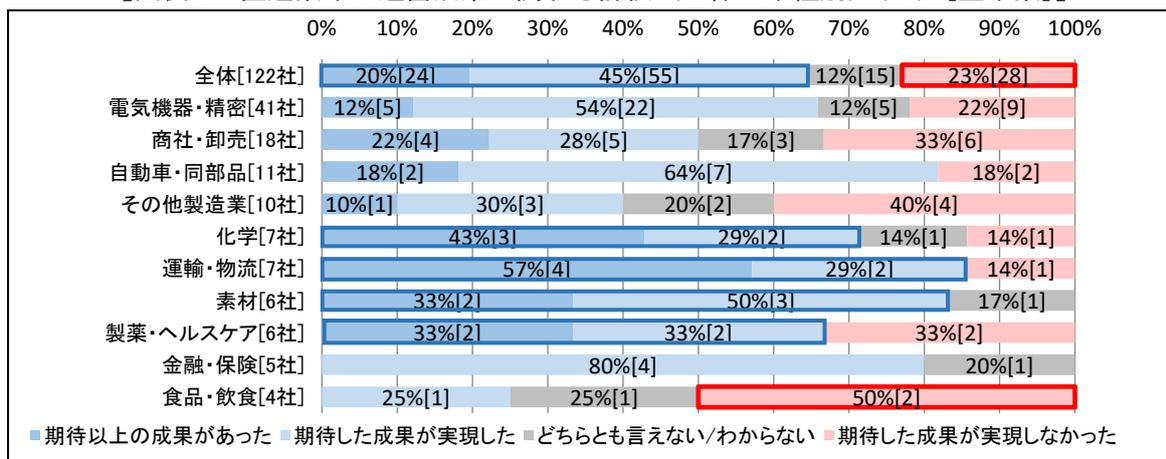


(出所) 弊行 香港法人営業部 アドバイザリー室「香港活用アンケート 2022」調査

運営・業務遂行上の課題として、「コロナ禍によるボーダー閉鎖/出入境制限」が困難・課題と回答した企業が約 9 割。2021 年の時点では、香港への入境制限が厳しく、ゼロコロナ政策の緩和が進まないことに対し、外国人コミュニティ・経済界の不満が高まっていた。アンケート集計後、2022 年 8 月に香港政府はようやく「3+4」(3 日間の強制ホテル隔離+4 日間の自宅等での健康観察)制度を導入し、さらに 9 月には香港入境時のホテル隔離撤廃 (3 日間の自宅等での健康観察) を発表した。今後ビジネス上の人々の動きは徐々に回復・活発化が期待される。

「人手不足/人材確保難」を指摘した企業は 3 割強に達した。香港は従来優秀な人材が集まる国際都市だと考えられていたが、有用な人材の流出による人材難は多くの業界で問題となっている。2022 年 6 月末時点の香港の人口は約 729 万人で、前年比約 12 万人減となった。移民の動きが続けば、「人手不足/人材確保難」は引き続き大きな課題となるだろう。一方、25%の企業が「本社による香港情勢に対する懸念」を課題として回答しているものの、ビジネスへの直接的な影響を課題として挙げた企業はなかった。

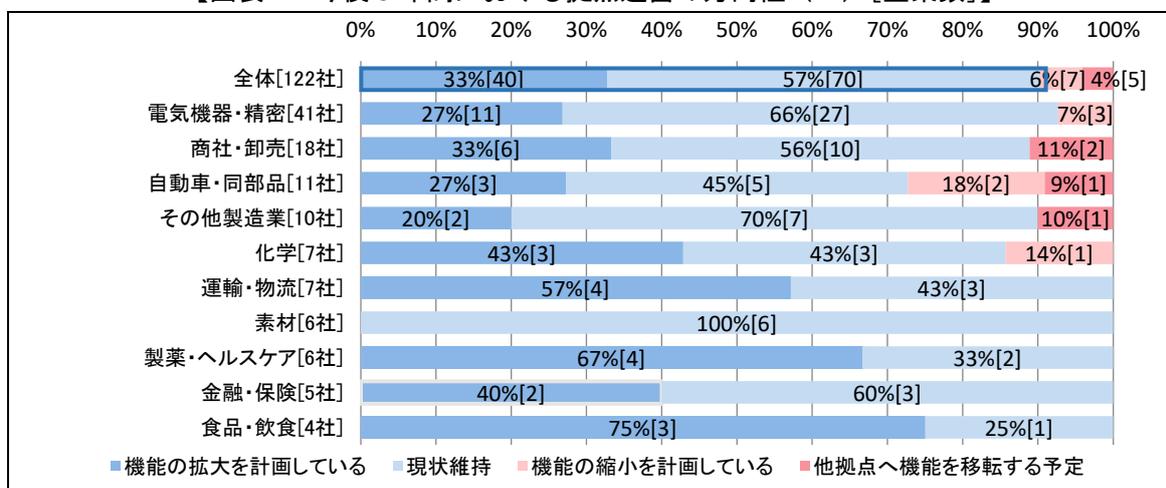
【図表 3 直近数年の運営成果に関する評価 (全体・業種別) (%) [企業数]



注：全 122 社の中には、その他の業種 7 社があるが、上記グラフには記載していない。  
 (出所) 弊行 香港法人営業部 アドバイザリー室「香港活用アンケート 2022」調査

総じて直近の運営成果に「期待した成果、または期待以上の成果があった」とする企業が多く (全体の 65%)、うち特に化学、運輸・物流業、素材、製薬・ヘルスケア業では 3 割以上が「期待以上の成果があった」と回答した。一方、全体の 2 割強が「期待した成果が実現しなかった」と回答し、食品・飲食業では 50%に達した。自由記述回答では、コロナによる需要増加、コロナによる営業件数減少など、業種によってポジティブ・ネガティブは異なるものの、「コロナによる影響」との回答が一定数あった。

【図表 4 今後 5 年間に於ける拠点運営の方向性 (%) [企業数]

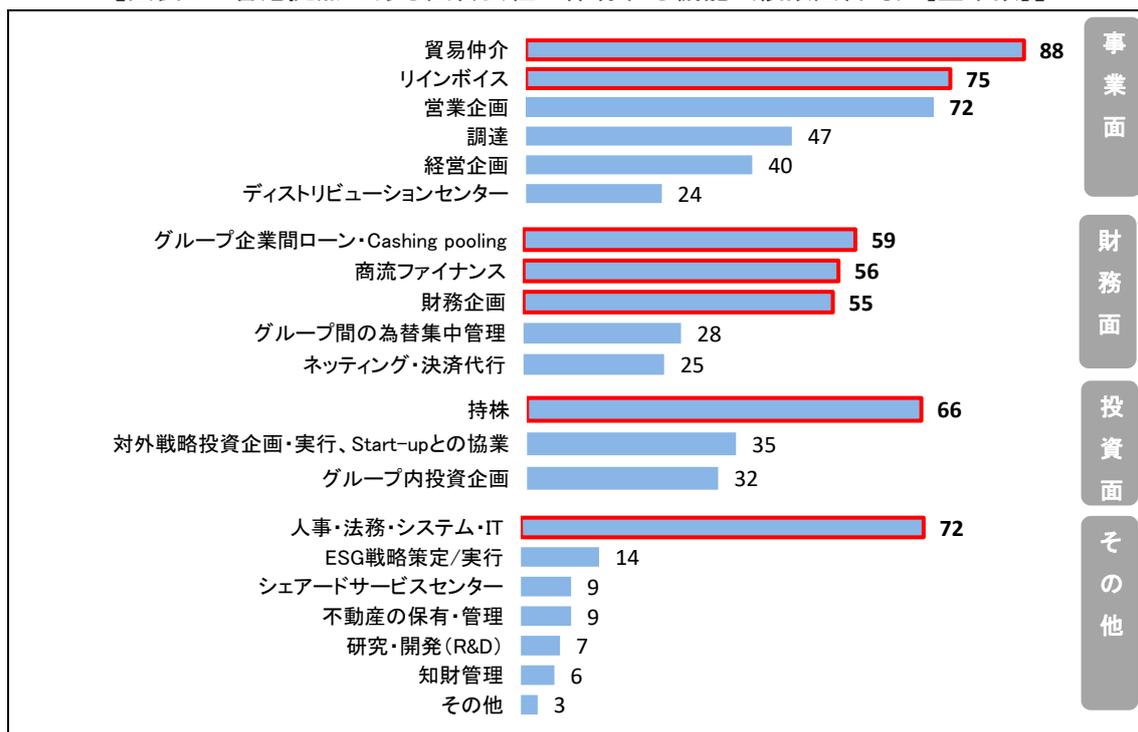


注：全 122 社の中には、その他の業種 7 社があるが、上記グラフには記載していない。  
 (出所) 弊行 香港法人営業部 アドバイザリー室「香港活用アンケート 2022」調査

香港拠点の今後 5 年間の運営の方向性については、「現状維持」が 57%、「機能の拡大を計画している」との回答が 33%で、大部分の企業が香港拠点の機能維持・拡大を想定しているとの結果となった。自由記述では、「香港拠点を海外統括会社」、「香港拠点を通じて大湾区のレポートラインの一本化とガバナンス強化」といった声があった。

業種別では、素材を除くすべての業種で「機能の拡大を計画している」一方、電気機器・精密、自動車・同部品業、化学等においては「機能の縮小を計画している」との回答もあった。ただし、他拠点への機能移転はわずかで、香港から撤退予定との回答はなかった。

【図表5 香港拠点である回答会社が保有する機能（複数回答可）[企業数]】



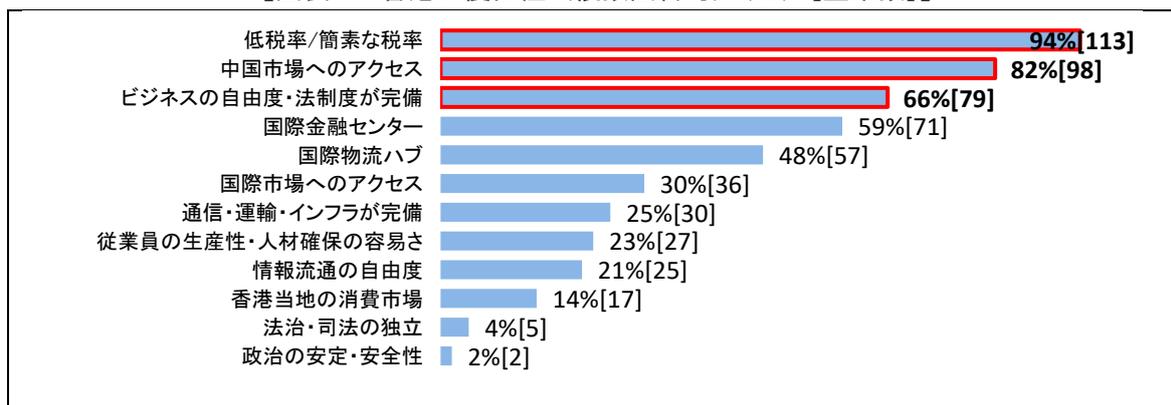
(出所) 弊行 香港法人営業部 アドバイザリー室「香港活用アンケート2022」調査

回答企業が保有する機能について、「事業面」、「財務面」、「投資面」、「その他」の4分類で回答を整理した。事業面では、「貿易仲介」、「リインボイス（三国間貿易）」の機能を保有している企業が最多となり、日系企業の多くが香港を経由したクロスボーダー貿易に携わっていることがうかがえる。対象範囲は中国、日本、ASEANに集中していることが分かった。

財務面の機能としては、「グループ企業間ローン」、「商流ファイナンス」、「財務企画」が最も多い回答である。大部分とまでは言えないが、香港の低税率や自由な金融制度を背景とした財務統括機能「対外戦略投資企画・実行（M&A、Start-upとの協業）」の利用率は低位にとどまる。香港における配当還流時の税務面での優位性のほか、統括拠点としてガバナンスを発揮する目的で中間持株会社機能を与えられている企業が多いようだ。「人事・法務・システム・IT」などのいわゆるコーポレート機能を有している企業も多い。香港の優位性である法制度、インフラ、有用な人材の確保等が背景と考えられる。

今後付与したい、もしくは取り外したい機能についての設問では、「付与したい機能がある」と答えた企業は約半数にのぼり、特に「対外戦略投資企画・実行」と「グループ企業間ローン」の機能を付与したいという回答が多かった。また、8割以上が「特に取り外したい機能はない」と回答しており、日系企業の多くが香港拠点を維持・活用する考えであることが分かる。特徴的なものは、「人事・法務・システム・IT」機能については、「新たに追加したい」企業もある程度いる一方で、「外してしまってもいい」と思っている企業も多かった。弊室のアンケート調査から、今後の香港拠点の在り方として、投資拠点、財務拠点としての活用に着目している企業が多いことがうかがえる。

【図表 6 香港の優位性 (複数回答可) (%) [企業数】



(出所) 弊行 香港法人営業部 アドバイザリー室「香港活用アンケート 2022」調査 ※複数回答のため%は概算です。

回答企業は香港の優位性をどう認識しているのかについて、「低税率/簡素な税率」を回答した企業は9割以上と最多で、次いで「中国市場へのアクセス」が約8割、「ビジネスの自由度・法制度が完備」が約7割と続く。香港の強みである中国のゲートウェイ (中国市場へのアクセス)、国際金融センターの位置付けは引き続き高く、従来から認識されている香港の優位性が失われていないことを示唆している。また、90%の企業が「税務恩典制度の利用なし」と回答した。日系企業は恩典制度に頼らずとも、香港の優位性を十分に享受できていることが分かる。

### 3. まとめ・今後の見通し

2022年7月、香港は中国返還から25周年を迎えると同時に、李家超 (John Lee) 氏による新政権が発足した。この25周年式典にて習近平国家主席は、「『一国二制度』は優れた制度であり変える必要がなく、期限を設けず長期継続にコミットしていく」と明言した<sup>2</sup>。中央政府は国際金融センター・ビジネスハブである香港の重要性を認識していることを明らかにしつつ、自由なビジネス環境とコモンロー制度を維持することを明示して国際社会にもアピールした。日系企業を含む外資系企業が安心して香港の優位性を享受できることを改めて宣言したことの意義は大きい。

2019年以降の様々な出来事により、本邦では香港に対するネガティブな印象が広がっているが、弊室の調査では当地日系企業の比較的前向きなスタンスを示すことができた。アンケートでは過半数の企業が直近数年の運営について「期待した成果、または期待以上の成果があった」と回答したうえで、今後、「香港拠点の機能拡大を検討している」とした企業も一定数あった。一方、今回の調査結果では、香港情勢による直接の影響を受けている企業は見られなかったが、香港のコロナ政策の影響を受けている企業は多数であった。国際社会がコロナ水際規制の撤廃や緩和に動く中、香港の厳しいコロナ政策は経済活動への影響が顕在化し、見直しを求める声は日増しに高まっていった。

2022年9月26日、約2年半に及んだ香港入境時の隔離がようやく廃止され、諸外国との往来の正常化まであと一歩へと近づいた。コロナ政策の転換が香港の経済の回復、競争力維持に不可欠な中、孤立状態の終了をもって国際金融センターとしての地位回復に向けて本格的に動き出した。まずは、国際金融サミットをはじめ、香港では2022年10月末から国際的に注目度の高いイベントが相次ぎ開催される予定だ。ホテル隔離の廃止後も一定の防疫規制が残ることが、国際往来回復のボトルネックとなることを経済界は危惧しているが、入境時隔離の廃止は人材流出を食い止めて反転

<sup>2</sup> 詳細は当室が発行した[ニュースフォーカス 2022年第7号](#)を参照。

させるのにも一定の効果がありそうだ。

今回、中央政府が香港に中国本土とは異なる独自のコロナ政策を認めたことで、中央政府が香港の国際ハブとしての機能を認め、重視していることが改めて示された。今後、香港はアフターコロナの世界に踏み出し、ビジネスの活発化に取り組むことが期待される。こうした中、アンケートで示された日系企業のアスピレーションの実現のために、当室では引き続きサポートを行っていく所存である。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室

住所：9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email: Kelly\_my\_mok@hk.mufg.jp

TEL: 852-2249-3938

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

**税務会計: 対外貿易の発展を促進する輸出企業の利便性向上のための新政策**

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

**概要:**

中国国家税務総局は、中国共産党中央委員会・国務院の方針や施策を徹底的に実行し、税務総局など 10 部門が公布した「対外貿易の安定した発展を促進するための輸出税金還付支援のさらなる強化に関する通知」を積極的に実施するために、「対外貿易の安定した発展を促進するための輸出税金還付手続きのさらなる利便化に関する公告」(国家税務総局公告 2022 年第 9 号、以下「9 号公告」)及び対応する政策解説を公布した。当該政策は、2020 年に公布された「輸出企業の困難を解消するための政策」(国家税務総局公告 2020 年第 2 号、以下「2 号公告」)を踏まえた上で、輸出企業の分類管理と届出証憑管理をさらに最適化した。また、加工貿易に係る輸出税金の還付政策を整備して手続きと方法を簡略化し、外貨受取の管理基準を明確にした。新政策は、2022 年 5 月から施行され、輸出企業の税務コンプライアンス及び税金還付(免除)管理業務の効率をアップさせた。同時に、一部の加工貿易輸出企業が制度改正により滞留となった、売上税額に係る仕入税額の売上税額からの控除算入の問題を解決した。これは、該当する企業の資金繰り上の圧力を緩和するとともに、輸出企業が税金還付管理及び基本資料の規範性への重視を注意喚起するものともなる。

**背景:**

近年、ポストコロナ時代を見据え、中国政府は輸出企業の税金還付の利便性と適時性をさらに重視するようになり、税務機関は輸出企業向けに様々な取り組みを相次いで発表している。多くの輸出企業の税金還付の効率を向上させ、税金還付の申告期限を緩和し、新型コロナウイルス感染症などの影響に起因する外貨受取の困難・税金還付申告の期限超過などの問題を解消している。

しかし、これまでの実務において、輸出業務の複雑性及び税金還付政策の継続的な更新・最適化により、ほとんどの輸出企業は、輸出税金還付政策に対する理解が十分でなかった。そのため政策の実施にあたり、適時に認識すれば享受できる利便性を得られず、税金還付コンプライアンス管理上の不備などの問題に直面している。また、地域ごとに税金還付を管轄する税務機関の輸出企業に対する管理基準も異なっている。したがって、輸出企業の長期的な発展をサポートする目的から、輸出税金還付の利便性をさらに向上させ、過去の理由により形成された税金還付政策を明確にした。さらに、輸出企業がコンプライアンス管理を改善するよう指導し、企業の各種政策への認識を高め、対外貿易の安定した発展を促進すべく、税務総局は 9 号公告を公布した。

**内容とその影響：**

9 号公告は、輸出業務に従事するすべての企業の税務コンプライアンス、及び税金還付の利便性に大きな影響を与え、一部の加工貿易企業にとって有利な政策となる。

**1. 輸出企業のカテゴリ管理を最適化し、手続き、方法、必要書類を簡略化する**

**1) より納税者の立場になった輸出企業のカテゴリ管理**

納税信用回復という理由で再評価が必要となる納税者は、「4 種類の輸出企業は、評価日から 12 カ月以内に他の管理分類として評価してはならない」という制限を受けない。すなわち、一定の条件を満たした場合、評価日から 12 カ月以内でも税金還付管理レベルを調整することが可能となる。

**2) より簡略化された税金還付プロセス**

主管税務機関の実地検証に合格することは、輸出企業の初回税金還付申告の前提条件となるが、新政策の規定によると、一定の税金還付限度額の範囲内であれば、先に規定に従って審査などの手続きを実施して、税金還付（免除）を受けてから実地検証を実施することができる。しかし、限度額を超えた部分については、これまで通り先に実地検証を実施する必要がある。

**3) より便利になる税務関連手続き**

- ▶ 税務機関が発給する各種税金還付（免除）証明書（例えば、「代理輸出貨物証明」など）は、基本的に全面電子化される。税務関連電子データは発給側と利用側の税務機関間で転送・審査されるため、企業が自ら提出する必要はなくなる。
- ▶ 税務関連事項の「非接触」化の取り組みをさらに強化する。初めての輸出業務を展開するに先立ち、税金還付（免除）届出書類を現場で提出する必要があるケースについては、オンラインで電子フォームを提出して手続きを行うことに変更する。

**4) より簡略化された提出書類**

従来の規定により書類の原本提出が必要となる税務関連事項については、納税者が自ら書類を保管して審査に備えることに変更し、納税者の税務関連手続きのコストを軽減する。

**2. 一部の加工貿易企業の控除すべき仕入税額を控除していない問題を解決する**

近年の課税率と還付率が一致することにより、加工貿易に従事する生産型輸出企業の「免除・控除対象外の仕入税額に対する低減額」が長期滞留し、仕入税額として売上税額から控除されていない。新政策では、当該税額を仕入税額として控除できることを明確にし、企業の資金繰り上の圧力を緩和し、該当する輸出企業にとって実質的な優遇政策となる。具体的な実施ガイドライン及び管理規程は、税務総局によるさらなる明確化が待たれる。

### 3. 届出証憑管理を規範化し、輸出業務の実在性をより強調する

輸出企業の届出証憑は、輸出業務の実在性を裏付ける重要な根拠となる。関連する管理要件を規定した文書は、主に税務総局 2012 年 24 号公告第 8 条第 4 項である。新政策はこれを踏まえた上で、

- 1) 「輸出貨物船積指図書」など、現状にそぐわない書類を削除した。
- 2) 税務機関が輸出業務の実在性を確認するために検査する裏付け書類を一部追加し、明確にした。例えば、従来の政策では国内輸送発票のみが必要であったが、輸出契約書が追加されたことにより、国際貨物輸送代理サービス費の発票にまで範囲が拡大され、通関代行委託の伝票も追加された。また、みなし輸出貨物及び修理・整備役務も届出証憑の管理範囲に含まれる。
- 3) 届出証憑の管理において電子化方法を自ら選択できることを明確にしたものの、税務総局 2012 年 24 号公告における紙ベースの書類に関する管理規程に従って電子化集計・保管する必要があると考えられる。これは実質上、輸出企業の届出証憑管理の重要性をさらに強調したこととなる。

### 4. 輸出税金還付（免除）に係る外貨受取管理を整理・最適化する

新政策は、2 号公告における申告期限の緩和を踏まえた上で、期限超過の税金還付申告に係る外貨受取の関連書類と管理要件をさらに明確にした。

- 1) 期限超過の税金還付を申告する場合、外貨受取に係る書類も同時に提出する必要がある。期限超過した企業が申告条件（すべての証憑と関連する電子情報を揃え、外貨受取又は外貨受取できない手続きを完了していること）を満たした後、税金還付（免除）を申告することができる。
- 2) 税務機関が納税者の虚偽の外貨受取書類の使用や書類の冒用を発見した場合、納税者は税務機関が書面による通知を発行した日から 24 カ月間にわたり、輸出税金還付（免除）を申告する際に外貨受取関連書類を提出しなければならない。
- 3) 上述の場合を除き、納税者は輸出税金還付（免除）を申告する際に、外貨受取関連書類を提出する必要はなく、審査に備えて証拠書類を保管するだけで十分である。ただし、税務機関が関連規定に従って外貨受取の状況を審査する必要がある場合、納税者は税務機関の要求に従って外貨受取関連書類を提出しなければならない。
- 4) みなし外貨受取（すなわち輸出信用保険金）をもって税金還付を申告できるケースを追加した。
- 5) 委託輸出貨物及び海外への修理・整備役務を外貨受取の管理範囲に含めた。
- 6) 外貨受取が確実に不可能となり、かつ、みなし外貨受取に該当しない場合に免税政策を適用することを明確にした（仕入税額の振替が必要となる）。

**提案：**

9 号公告及び関連政策文書を踏まえて、企業には以下の対策を検討されるよう提案する。

1. 9 号公告を中心に関連する税金還付政策とそのプロセスの変更を徹底的に把握し、条件に合致する場合は、新政策を積極的に適用するとともに、税金還付管理の品質と効率を向上させる。
2. 税金還付の各ステップにおける重要ポイントとリスクポイントをさらに整理する。上述の税金還付政策を的確に申請・適用する一方で、条件を満たしていないためにその企業には該当しない関連政策に基づいて申請すると、コンプライアンスリスクにつながることを認識する必要がある。
3. 輸出届出証憑の管理を重視する。企業内の管理体制を構築し、輸出業務の各プロセスの責任者を明確にし、証憑の収集・管理プロセスを最適化し、必要に応じて証憑管理にデジタルツールを適用されるよう提案する。
4. 輸出業務に係る外貨受取の状況に対して追跡・分析・早期警戒管理を行う。これにより、不適切な外貨受取の処理による税金の不還付や還付の延期などのリスクを回避する。
5. 加工貿易に従事する生産型輸出企業には以下のことを提案する。
  - 1) 長期滞留の「免除・控除対象外の仕入税額に対する低減額」を仕入税額に計上して控除できる条件を満たした場合、今後公布される管理文書及び実施ガイドラインに注目し、税金還付を管轄する税務機関の要求に従って、当該政策のメリットを適時に享受する必要がある。
  - 2) 年度消込及び初回の税金免除・控除・還付申告の調整を適切に行い、手帳項目における税金還付申告の正確性とコンプライアンス遵守を確保することにより、不適切な管理による追徴課税、ひいては処罰のリスクを回避する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel:+86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com



## 法務: 中国の「コンプライアンス不起訴制度」及び企業コンプライアンス体系の確立に際しての注意点

北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

### I はじめに

最近の中国の司法実務において話題となっているのは、最高人民検察院(以下、「最高検」という)が2020年から2年にわたり試行している「コンプライアンス不起訴制度」である。まずは、その適用を受けた1つの事例について説明する。インターネット広告に携わる某社に非国家公務員に対する贈賄罪の嫌疑がかかり、企業の規模、社会貢献などに対する検察機関の総合的な検討を踏まえ、同社の創業者が「認罪認罰(刑事訴訟手続の捜査、起訴、裁判の全過程にわたり、犯罪事実を自発的に認め、処罰を受け入れることに同意することで、刑が軽減される制度。中国語: 认罪认罚)」を受け入れ、積極的に取調べに協力した。その後、企業コンプライアンス上の問題に関する監督・検査手続が開始され、同社が6カ月にわたり企業コンプライアンス上の問題を是正し、最終的に検察機関の検査に合格して不起訴の決定を受け、刑事罰を免れるというケースがあった。このように、コンプライアンス不起訴制度は、企業におけるコンプライアンス遵守の経営を促進するものといえる。

本稿では、現段階における関連規定と実務に基づいて、コンプライアンス不起訴制度の基本的な要件、同制度の適用が認められた事例の特徴などについて論じ、日系企業がコンプライアンス体系を確立する際の注意点を提言するものとした。

### II コンプライアンス不起訴制度の定義と適用要件

一般的に、コンプライアンス不起訴制度とは、企業の行為について犯罪が成立しないことを意味するものではない。それは、刑事責任を問われる行為をした企業が一定の法的要件を充足した場合に、検察機関の主導の下、当該企業のコンプライアンス体系の確立・健全化を促し、一定期間の経過後に当該企業がコンプライアンス上の問題に関する監督・検査を受けて合格すれば不起訴とする制度をいう。

中国では2020年3月に6つの基層検察院<sup>1</sup>が最高検の指示を受け、罪を犯した企業に対して法に基づき逮捕・起訴・実刑判決を行わずに、いわゆる企業コンプライアンス管理制度改革の第1期試行作業を開始した。2021年4月8日には、最高検の「企業コンプライアンス管理制度改革試行作業の展開に関する作業案」により第2期企業コンプライアンス管理制度改革試行作業が行われ、試行の範囲は北京、上海、江蘇、浙江など10の省級検察院、61の市級検察院、381の基層検察院へと拡大された。2022年4月2日に最高検は、この試行作業の範囲を全国の検察院へと拡大した。

また、企業コンプライアンス管理制度改革試行作業の推進過程においても、最高検と司法部などとの共同により、「犯罪事件に係る企業コンプライアンス第三者監督評価制度の確立に関する指導意見(試行)」(2021年6月3日公布・施行、以下、「指導意見」という)、「犯罪事件に係る企業コ

<sup>1</sup> すなわち、上海浦東、上海金山、江蘇張家港、山東鄒城、広東深セン南山、広東深セン宝安の基層検察院。なお、中国の検察院には、最高人民検察院、高級人民検察院、中級人民検察院、基層人民検察院の4つのレベルがある。

ンプライアンス体系構築、評価及び審査弁法（試行）」(2022 年 4 月 19 日公布・施行、以下、「評価弁法」という)などの規定が公布・施行された。これらの規定は、企業コンプライアンス体系を構築する目的を「効果的なコンプライアンス管理体系の活動を形成すること」とし、この目的を達成するため、企業コンプライアンス管理制度改革試行作業における「犯罪事件に係る企業のコンプライアンス第三者監督評価制度」<sup>2</sup>の確立・健全化を提示した。また、犯罪事件に係る企業、第三者組織、第三者メカニズム管理委員会、人民検察院それぞれの作業の要点も明らかにした。

さらに、コンプライアンス不起訴制度の適用要件について、これまでの司法実務によると、同制度の適用を受けるためには、一般的に、(1) 犯罪事実が明確で、証拠が確実かつ十分であること、(2) 主要な犯罪事実について当事者に異議がなく、「認罪認罰」が行われていること、(3) 経済的な損害を発生させた場合には、自主的に謝罪し、積極的に損害を賠償し、税の追納及び滞納金・罰金を支払い、環境資源修復のための資金の全額を支払う、又は原状回復を行ったこと、(4) 本来、直接責任を負う主管者又はその他直接責任者に対する法定刑が 3 年の懲役以下に該当すること、これら 4 つの要件をすべて充足する必要がある。

### III コンプライアンス不起訴制度の改革試行に関する実務運用状況

最高検が公表したデータによると、最高検が企業コンプライアンス管理制度改革試行を計画・実施した 2021 年 3 月から 2022 年 6 月末までの期間において、関連企業のコンプライアンス不起訴事件は計 2,382 件であった。そのうち、コンプライアンス上の問題の是正を経て、最終的に検察機関による不起訴の決定を受けたのは 1,765 件（そのうち、企業関連は 606 件、自然人関連は 1,159 件）である。最高検が 2021 年 6 月及び 12 月に公表した計 10 件の企業コンプライアンス典型事例のほか、改革試行以降において継続的に公表されている各地の模範事例 10 件（以下、総称して「20 件の事例」又は「公表された事例」という）を対象に、コンプライアンス不起訴改革試行の実務運用の状況と典型事例の特徴を、以下のように簡潔にまとめた。

#### (1) 経済犯罪が多く、最も多いものは税関連事件

20 件の事例には、税、密輸、不法資金調達、知的財産権侵害など 12 件の経済犯罪が含まれ、そのうち最も多かったのが、虚偽の領収書などを作成した税関連の犯罪であった。その理由として、税関連の事件は一般に多発する企業の犯罪類型であり、刑事事件として処理する必要性が高いこと、また、この種の犯罪を起こした企業には、コンプライアンス上の問題の是正後における規範的な経営及び再活性化を期待できることが挙げられる。一方で、偽造粗悪品生産販売、不法採鉱、農地不法占有、情報ネットワーク犯罪幫助、公民個人情報侵害、商業秘密侵害などに関するコンプライアンス不起訴制度を適用した犯罪事件も少なからず新たに現れつつある。

#### (2) 軽罪に該当する事件への適用例が多いが、寛大な量刑となった重大犯罪の事例も

20 件の事例のうち、11 件が法定刑 3 年以下の軽罪に該当する事件であった。理由は、コンプライアンス不起訴制度はまだ中国の刑事訴訟法に正式に定められた制度ではないため、現段階において、その模索は「裁量的不起訴」の法的制度の下で行われることにある。

この「裁量的不起訴」は、酌量的不起訴とも呼ばれ、刑事訴訟法（2018 年 10 月 26 日改正・施行）177 条に規定されている。同条 2 項によると、犯罪の情状が軽微で、刑法の規定により刑罰

<sup>2</sup> 「指導意見」1 条によると、犯罪事件に係る企業のコンプライアンス第三者監督評価制度とは、人民検察院が企業関連犯罪事件を処理する際、企業コンプライアンス管理制度改革試行の適用要件に適合する事件については、第三者監督評価制度管理委員会が選任のうえ構成される第三者監督評価組織に移送し、同組織において犯罪事件に係る企業のコンプライアンス遵守誓約に対する調査、評価、監督及び実地視察を行うものをいう。監督評価の結果は、人民検察院による法に基づく事件処理の重要な参考となる。

に処する必要がなく、又は刑罰を免除するとき、人民検察院は、不起訴の決定をすることができる。司法実務において、裁量的不起訴は3類型に分けられ、1) 犯罪の情状が軽微で、刑法総則に定める処罰免除の情状が存する場合、2) 犯罪の情状が軽微で、刑法各則もしくは司法解釈に定める処罰免除の情状が存する場合、又は3) 法定の処罰免除の情状は存しないものの、検察院が事件に関する事実の情状及び被疑者の態度を総合し、犯罪の情状が軽微で刑罰に処する必要がないと認めた場合に不起訴が決定される。

軽罪に該当する犯罪事件と比べ、法定刑が3年以上の懲役となる犯罪事件についてはコンプライアンス不起訴制度の適用は難しく、現在、これを模索する検察院は、主に深セン、上海などの発展都市に集中し、対象となる犯罪事件については、担当の検察院が最高検まで順次報告して許可を得る厳格かつ複雑な手続が採用されているようである。

また、現在の企業コンプライアンス管理制度改革の目的は、「コンプライアンス体系の確立」に基づく不起訴処理から寛大な量刑へと、範囲が拡張されている。その背景・理由として、重大犯罪について、検察機関が不起訴の決定を行うことは難しくても、企業はコンプライアンス体系の確立を通じて、相対的に軽い量刑となる検察機関の提案を受けることができ、これも同じく、一種のコンプライアンスを遵守する企業への奨励措置といえるからである。

### (3) 適用の対象が、軽微な罪の民营企业から各種企業へと拡大

コンプライアンス不起訴制度が適用された企業は、当初、軽微な犯罪の嫌疑をかけられた民营企业が多く、特に零細企業が多いのが現実であった。2021年6月に最高検が発した「指導意見」は、あらゆる国有企業、民营企业、外資系企業が生産経営活動において関わる経済犯罪、職務犯罪などの事件が対象になると明確に定めている。適用対象となりうる犯罪事件は、組織の犯罪に限らず、企業の実質的支配者、経営管理者、基幹技術員などによる生産経営活動と関連する犯罪も含まれる。改革試行の実務運用に従い、大手企業に対するコンプライアンス不起訴制度の適用を開始する地方も徐々に現れ、最高検が3回にわたり公表した企業コンプライアンス不起訴典型事例においても、業界の大手企業、高度な技術を有する企業なども見受けられるようになった。

### (4) 大多数の事例において是正期間が短期

公表された事例におけるコンプライアンス上の問題の是正期間は、大多数が1~3カ月と比較的短く、是正期間が3カ月以上となったのは深セン、浙江、上海などの地域における少数の事例にとどまり、最長でも1年以内であった。是正期間が短いことは、主に検察院の起訴審査段階の法定期間による制限を受けているためと考えられる。

このような短期間の是正で本当にその効果が発揮できるのか、この点も懸念され、現在では、一部の試行地区の検察機関が新たな試みを行っている。例えば、湖北省黄石市人民検察院は、コンプライアンス上の問題の是正の開始時期を捜査段階まで前倒しとし、公安機関は検察機関の指揮の下、捜査段階から企業コンプライアンス上の問題の是正の手続を開始している。これによって、検察機関の起訴審査段階におけるコンプライアンス上の問題に関する検査時間を短縮し、起訴期限までの時間が不足している問題の解決を図っている。

### (5) 検察機関によるコンプライアンス意見の提示

実務上、少なからぬ検察機関が企業への訪問や調査を通じて犯罪の原因を先行して把握し、企業に対してコンプライアンス上の問題の是正に関する検察意見を発している。こうして企業コンプライアンス上の問題の是正が開始される。

他方、検察機関は、刑事責任と行政責任のつながりにも重要な役割を果たしている。人民検察院は、不起訴の決定をする際、その対象者に対する行政処罰の要否についても法に基づき審査を

する。税関連の犯罪事件を例に挙げると、企業は税務コンプライアンス体系の確立により、遁脱（ほだつ：納税義務者が不正な手段により、租税を逃れる行為）や虚偽の領収書作成などの行為の再発防止を保証することになるが、国の税収流失の補填や違法行為に対する一定の制裁を企業に科す必要もある。そのため、検察機関は、不起訴の決定と同時に、関連する行政機関に検察意見を発し、当該企業に行政処罰を与えることを要求している。

#### IV 企業におけるコンプライアンス不起訴制度への対応方法

コンプライアンス不起訴制度の対象となった企業が、適用要件を充足し、検察機関によるコンプライアンス上の問題に関する監督・検査に合格した場合、企業はコンプライアンス上の問題を是正するために、内部から管理制度改革を行い、第三者監督評価制度などを利用して、コンプライアンス体系の確立・健全化を図らなければならない。

実務上、企業が効果的にコンプライアンス上の問題の是正を行い、この問題に関する監督・検査に合格する方法として、具体的な是正要求を踏まえると、次のような対応が挙げられる。

##### (1) 犯罪行為の中止、犯罪被害の救済、犯罪要素の除去

犯罪行為を中止すること、そして「認罪認罰」を受け入れることが、コンプライアンス不起訴制度の適用の基本的な要件となる。また、被害の救済として、犯罪により侵害された法益に対する修復を行うこと、例えば、遁脱した企業は積極的に税を追納すること、環境を汚染した企業は環境を回復させること、行政機関に移送され行政処罰を受けた企業は過料を積極的に納付することが求められる。さらに、犯罪要素の除去として、再犯の条件を取り除くことが必要である。例えば、資金の振替に用いた銀行口座の閉鎖、コンプライアンスリスクのあるビジネスパートナーとの取引・提携の中止、不適任な従業員の処分などが考えられる。

##### (2) 犯罪の原因の分析、自社の規則制度の是正

犯罪行為の中止は企業によるコンプライアンス上の問題を是正する前提にすぎない。犯罪の要素を除去するだけでなく、犯罪を根本的に防止するために、企業は犯罪の原因を検証し、特定する必要がある。その後、企業自身の規則制度を是正しなければならない。すなわち、無効な制度の撤廃、時代にそぐわない制度の更新、欠陥のある制度の補充・是正、不備のない制度の確立が挙げられる。

##### (3) コンプライアンス体系の確立

コンプライアンス体系の確立は、社内コンプライアンス管理機関（例えば、コンプライアンス委員会）の設置、コンプライアンスに関する管理制度、監察制度及び賞罰制度の整備、研修の実施などを含む。「指導意見」及び「評価弁法」の関連規定のほか、コンプライアンス上の問題に関する監督・検査手続の適用に際しては、企業による「認罪認罰」、コンプライアンス誓約書への署名、コンプライアンス計画の策定、第三者監督管理チームによる調査、評価、監督などの受け入れが一般的に必要となる。その一方で、関連する犯罪の分野と原因については相応の対処もしなければならない。例えば、税務関連事件では、発票制度、税務管理制度、会計帳簿制度などを制定、規範化又は是正すること、犯罪と関わる分野の責任者の職位・職責の細分化、リスク識別表の作成とそれに準じた自主調査及び是正の実施、犯罪と関わる責任者に対する特別なコンプライアンス研修の実施などが考えられる。

(4) 最新の監督管理要求に注目した効果的な是正

- 1) 行政法規及び行政機関の監督管理要求に注目すること。刑法に定められた組織犯罪については、行政法規、部門規則などにさらに詳細な規定が存することも多い。これらの行政監督管理規定における要求は、企業がコンプライアンス上の問題の是正を実行するにあたり、重要なガイドラインとなる。
- 2) 業界規範及び業界団体の基準に注目すること。業界団体がその業界の特徴に基づいて定めた基準は、法令よりも具体的かつ明瞭で、適応性・実行可能性にすぐれていることが多く、企業がコンプライアンス上の問題を是正する過程で参考となる。現在、「中央企業コンプライアンス管理ガイドライン（試行）」が既に発行されており、その適用対象は中央企業であるが、大企業のコンプライアンス上の問題を是正する参考基準にもなりうる。

V おわりに

犯罪事件に関わった企業のコンプライアンス管理制度改革は、コンプライアンス不起訴制度の重要な一環である。ただし、「コンプライアンス体系の確立」は、企業が刑事リスクと直面して初めて、多大な効果を発揮するものではない。企業が日常的にこの確立を強化することができれば、法令違反行為の発生防止に資するだけでなく、刑事リスクも防止できる。一部の試行地区の検察院も、企業の日常的なコンプライアンス体系の確立の有無を、寛大な処罰のための考慮すべき要素としている。したがって、現在の厳しい監督管理の下、企業がコンプライアンス体系を確立・健全化することは、刑事罰及び行政処罰のリスクを防止又は低減し、自社の安定的かつ長期的な発展を実現することにつながると考えられる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心北公樓東樓 18 階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・珠海・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・ニューヨーク・シリコンバレー



スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング  
 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では9月中旬から10月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[ 政策 ]

【電子・電気産業】

○「国務院弁公庁の電子・電気産業管理制度の改革深化に関する意見」(国弁発 [2022] 31 号、2022 年 9 月 23 日発布・実施)

電子・電気産業に関わる政府の管理制度について、発展を促進する観点から今後の改革指針を示したもの。

■この文書では、主に製品参入管理制度、グリーン製品評定認証制度、基礎電子産業の発展に関する制度体系、流通管理制度の4つの面について、14項目の指針が示されている。このうち製品参入管理制度関連の指針は、以下の通り。

- ・製品強制性認証制度：対象製品リストを動的に調整する。本文書には調整リストが添付されており、スピーカー、アンプ、オーディオ・ビデオの記録・再生・処理装置、コードレス電話端末など9品目が除外され、リチウムイオン電池・電池パック・モバイル電源と通信端末製品の電源アダプタ・充電器の2品目が追加されている。
- ・通信機器のネットワークアクセス許可制度：対象機器リストを動的に調整する。この調整リストも添付されており、固定電話・コードレス電話端末、ファクシミリ、モデム、ISDN 端末、コールセンター設備など11品目が除外、衛星インターネット設備と機能仮想化設備の2品目が追加されている。
- ・無線伝送設備型式認定制度：手続きの所要期間を15業務日に短縮する。
- ・電子・電気製品参入自己検査・自己認証：2022 年末までに条件のある通信設備、無線伝送設備、情報技術設備、家電の生産企業を対象に試行する。
- ・ラジオ・テレビ設備・機材ネットワークアクセス認定制度：認証対象の種類を徐々に削減し、標準解像度設備の認定を取り消す。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-09/23/content\\_5711385.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-09/23/content_5711385.htm)

<b>【社会保険】</b>	
○「人力資源・社会保障部弁公庁等の社会保険料の段階的納付繰り延べ政策の実施を更に適切に行うことの関係問題に関する通知」(人社庁発 [2022] 50 号、2022 年 9 月 19 日発布・実施)	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響で経営が困難な企業に対し、社会保険料の単位納付部分の納付繰り延べを認める措置が採られているが、2022 年 9 月から地方が実情に応じて対象範囲を中小・零細企業、単位として社会保険に加入している個人事業主のほか、企業従業員基本養老保険に加入している事業単位、各種社会組織にも拡大することを認めるもの。なお、納付繰り延べ期間終了後は、2023 年末まで分割または月毎に納付でき、その間の滞納金は免除するとされている。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。  <a href="http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5181685/content.html">http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5181685/content.html</a></p>	
<b>【住宅】</b>	
○「中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会の差異化住宅貸付政策の段階的調整」(2022 年 9 月 29 日発布・実施)	
<p>住宅ローンの利子引き下げについての通知。不動産市場の安定がねらい。</p> <p>■具体的な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2022 年 6~8 月の商品住宅の新規販売価格が前期比、前年同期比とも連続して下降している都市では、2022 年末までの期間、初めて購入する個人住宅貸付利子の下限を段階的に緩和する。</li> <li>中古住宅については、現行規定により実施する。</li> </ul> <p>■原文は中国人民銀行の下記サイトをご参照。  <a href="http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4671913/index.html">http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4671913/index.html</a></p>	

**[ 規則 ]**

<b>【税】</b>	
○「新エネルギー車の車両購入税免除政策の延長に関する公告」(財政部・国家税務総局・工業情報化部公告 2022 年第 27 号、2022 年 9 月 26 日公布・施行)	
<p>2021 年から 2022 年末までの予定で新エネルギー車(電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車)の購入時にかかる車両購入税(自動車購入価格から増徴税を控除した金額に 10%の税率で課税)の免除措置が実施されているが、その期限を 2023 年末に延長するもの。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。  <a href="http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202209/t20220926_3842633.htm">http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202209/t20220926_3842633.htm</a></p>	

<b>【税】</b>
○「税務行政許可事項リスト管理の全面的実行に関する公告」(国家税務総局公告 2022 年第 19 号、2022 年 9 月 28 日公布、2022 年 11 月 1 日施行)
<p>税務に関する行政許可についてリストによる管理を実施し、リストにない行政許可は行わないことを公告したものを。</p> <p>■この公告には「税務行政許可事項リスト (2022 年版)」が添付されているが、これに記載される行政許可事項は「増値税偽造防止税コントロールシステム最高発票限度額審査・許可」のみ。従来の「納税者の税額納付延期の承認」、「納税者の申告延期の承認」、「納税者の納税定額変更の承認」、「実際の利益額に基づく予納以外の企業所得税予納方法の採用の認定」、「企業の発票印刷・制作の審査・許可」は行政許可事項から除外され、今後は別に公告する手続きによるとされている。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。  <a href="http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5181863/content.html">http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5181863/content.html</a></p>
<b>【税】</b>
○「住民の住宅買い換え支援に関わる個人所得税政策に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2022 年第 30 号、2022 年 9 月 30 日公布、2022 年 10 月 1 日～2023 年 12 月 31 日施行)
<p>個人の住宅買い換えに対する個人所得税の優遇措置。</p> <p>■具体的な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2022 年 10 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで、自己所有の住宅を売却して 1 年以内に新たに購入する際に、住宅の購入額が売却額に対して同額以上の場合、売却により納付した個人所得税を全額還付し、同額未満の場合は売却額に対する購入額の比率で個人所得税を還付する。</li> <li>• 売却額は市場取引価格とし、購入額は新築の場合は住宅・都市農村建設部門にオンラインで届け出た購入契約に記載される取引価格、中古の場合は取引価格とする。</li> <li>• この優遇措置の適用は、①売却する住宅と購入する住宅が同じ都市(直轄市、副省級都市(注：全国 15 ヶ所の指定大都市)、地級市(注：省・自治区の中の中都市))の範囲内にあること、②住宅を売却した個人は購入した住宅の所有権者か所有者の一人であることを条件とする。</li> </ul> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。  <a href="http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5181858/content.html">http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5181858/content.html</a></p>
<b>【税】</b>
○「企業の基礎研究投資の税優遇政策に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2022 年第 32 号、2022 年 9 月 30 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)
<p>企業が非営利性の研究機関などの基礎研究に資金を投入する場合の企業所得税の優遇措置。企業のイノベーション投資を奨励するもの。</p> <p>■要点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業が資金を投入する対象は、非営利性科学技術研究開発機関、高等教育機関(注：大学</li> </ul>

など) 及び政府系自然科学基金。

- 優遇措置は、企業所得税の税前所得から実際に発生した金額を控除した上で、更に 100% の追加控除を認めるもの。
- 基礎研究とは、「物の特性、構造及び相互関係について分析し、様々な仮説、原理及び法則を解明し、検証する活動」を指し、国外で行われる研究、社会科学、芸術、人文学の研究は含まないとされている。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-10/11/content\\_5717700.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-10/11/content_5717700.htm)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: [r-ikegami@murc.jp](mailto:r-ikegami@murc.jp) ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行  
トランザクションバンキング部

項目	単位	2021年				2022年								
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	18.3	12.7	9.8	8.1	(1-3月) 4.8			(4-6月) 0.4			(7-9月) 3.9		
固定資産投資*	前年同期比%	25.6	12.6	7.3	4.9	-	12.2	9.3	6.8	6.2	6.1	5.7	5.8	5.9
第一次産業	前年同期比%	45.9	21.3	14.0	9.1	-	8.8	6.8	5.8	5.8	4.0	2.4	2.3	1.6
第二次産業	前年同期比%	27.8	16.3	12.2	11.3	-	19.6	16.1	12.6	11.0	10.9	10.4	10.4	11.0
第三次産業	前年同期比%	24.1	10.7	5.0	2.1	-	9.5	6.4	4.3	4.1	4.0	3.7	3.9	3.9
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	24.5	15.9	11.8	9.6	-	7.5	5.0	▲ 2.9	0.7	3.9	3.8	4.2	6.3
社会消費財小売総額***	前年同月比%	33.9	23.0	16.4	12.5	-	6.7	▲ 3.5	▲ 11.1	▲ 6.7	3.1	2.7	5.4	2.5
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	0.0	0.5	0.6	0.9	0.9	0.9	1.5	2.1	2.1	2.5	2.7	2.5	2.8
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	2.1	6.7	5.1	8.1	9.1	8.8	8.3	8.0	6.4	6.1	4.2	2.3	0.9
輸出***	億ドル	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	-	5,447.0	2,760.8	2,736.2	3,082.4	3,312.6	3,329.6	3,149.2	3,227.6
前年同月比%		49.0	38.6	33.0	29.9	-	16.3	14.7	3.9	16.9	17.9	18.0	7.1	5.7
輸入***	億ドル	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	-	4,287.5	2,287.0	2,225.0	2,294.4	2,333.2	2,317.0	2,355.3	2,380.1
前年同月比%		28.0	36.0	32.6	30.1	-	15.5	▲ 0.1	0.0	4.1	1.0	2.3	0.3	0.3
貿易収支***	億ドル	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	-	1,159.6	473.8	511.2	787.5	979.4	1,012.7	793.9	847.4
対内直接投資(実行ベース)(注)	億ドル	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	158.4	220.2	212.3	153.8	133.0	230.2	116.1	143.6	169.3
前年同月比%		43.8	33.9	25.2	20.2	17.6	74.8	13.0	8.5	6.1	18.8	18.7	10.2	9.3
外貨準備高	億ドル	31,700	32,140	32,006	32,502	32,216	32,138	31,880	31,197	31,278	30,713	31,041	30,549	30,290
都市部調査失業率	%	5.4	5.2	5.2	5.1	5.3	5.5	5.8	6.1	5.9	5.5	5.4	5.3	5.5
国内自動車販売台数	万台	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	253.1	173.7	223.4	118.1	186.2	250.2	242.0	238.3	261.0
前年同月比%		75.6	25.6	8.7	3.8	0.9	18.7	▲ 11.7	▲ 47.6	▲ 12.6	23.8	29.7	32.1	25.7
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	50.1	50.2	49.5	47.4	49.6	50.2	49.0	49.4	50.1
非製造業	-	-	-	-	-	51.1	51.6	48.4	41.9	47.8	54.7	53.8	52.6	50.6

\* : 年初からの累計ベース。

\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

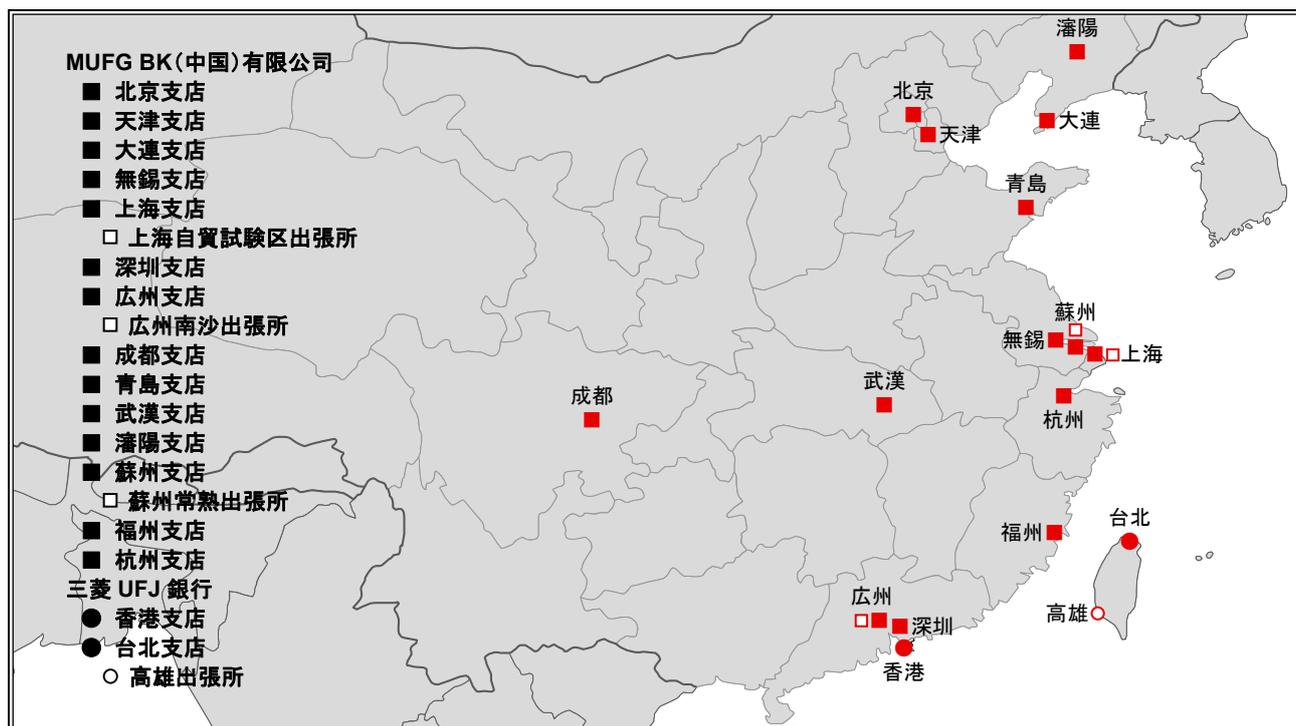
\*\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2022年11月14日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。